

電子申告に関する要望事項 (eLTAX 編)

令和4年6月28日

日本税理士会連合会 情報システム委員会

はじめに

平成 16 年 2 月に e-Tax が、その翌年の平成 17 年 1 月に eLTAX が運用を開始し、これまで利便性向上のため様々な施策が実施されてきたなかで、令和 2 年 12 月に総務省が「オンライン利用率引上げの基本計画」を策定し、令和 5 年度末までに法人住民税・法人事業税のオンライン利用率は 85%とする目標が設定された。

これらの目標を達成するためには、e-Tax、eLTAX、電子納税の使い勝手の改善、国税と地方税との情報連携の徹底といった納税者に対する利便性向上施策を示し、納税者が電子申告を始めやすい環境を整備していく必要がある。

デジタル社会形成基本法では、事業者が自ら積極的にデジタル社会の形成の推進に努めることとされており、また、行政手続きのオンライン原則が掲げられているなかで、日税連においても税理士法等を改正し税理士業務の ICT 化の推進を通じ、納税義務者の利便性向上を図るよう努めることとしている。

電子申告を行える者は納税者本人もしくは税理士に限られていることから、税理士の電子申告普及における影響力は極めて高いと言える。税理士が率先して電子申告を利用し、その問題点と解決策を協議し、使い勝手のよいシステムに改善されていくことが電子申告の普及に直結するものであると確信している。

今年度も、実務家である税理士の視点とともに納税者の視点からも要望事項の取りまとめを行った。この要望事項は、税理士のみならず、納税者の満足度も向上させるものであり、真の意味での利便性を追及したものである。利用者が各種行政手続のオンライン利用に関し、より多くの利便性を実感すれば、オンライン利用が促進される結果となることから、今回の要望事項が実現されることを強く望むものである。

最後に、eLTAX と e-Tax は現状、別システムとしてそれぞれ運用されているが、利用者の利便性の更なる向上、行政の大幅なコスト削減を考えれば、「『行政手続コスト』削減のための基本計画」において示された eLTAX と e-Tax の連携を推進していくことが望ましいと考えられる。

【重要要望項目】

(税理士資格の証明)

1. 税理士の代理送信について、税理士であることを証明できる仕組みを設けること。

税理士が税務書類の作成及び申告の委嘱を受けて代理送信を行う場合には、税理士法第33条の規定の趣旨に基づき、税理士の身分と責任の所在を明らかにしなければならない。

令和6年に稼働を予定している「国家資格等情報連携・活用システム」と連携することにより、代理送信した者が電子的に税理士であることを確認できるようになる。

現在、自治体で申告等に付されている電子署名が税理士用電子証明書であるかの確認を手作業で行っているとのことであるが、地方公共団体の事務の効率化のためにも「国家資格等情報連携・活用システム」と連携し、代理送信した者が税理士であるかの確認を自動化すること。

(受付時間)

2. 利用時間を拡大すること。

利用者の利便性を考慮すれば、eLTAX と e-Tax の利用時間は統一されていることが望ましい。このため、少なくとも e-Tax の利用時間（火曜～金曜は24時間、月・土・日・休祝日及び休祝日の翌稼働日については8:30～24:00、確定申告期間が24時間）に早急に合わせる。また、マイナポータル等他の行政システムとの連携やサーバ監視・障害管理の技術的発展を踏まえつつ、将来的にはメンテナンスに必要な時間を除いての運転が可能となるよう検討すること。

なお、1月の休日運用について、中旬ごろからの運用となっているところ、年始以降の休日から運用すること。

(システム)

3. 一般的なOS、ブラウザ等の変更に早期に対応すること。

Windows 等の OS 及びブラウザソフト等については、広汎なシステムが活用できるように対応し、システム更新・環境の変化に対しても可能な限り速やかに対応するよう要望する。

特に、ブラウザソフトについては一般的なシェア状況に応じて適用環境を拡大すること。また、Microsoft Edge を含む Windows 関連のアップデートについては大幅な仕様変更を含む場合があるため、プレビュー版にて先行的に動作検証を行うなど、今後もアップデート後すみやかに対応できるようにすること。

(対応税目)

4. 個人住民税の申告に対応すること。

年金収入額が 400 万円以下の年金受給者について、所得税の確定申告が不要となっても、個人住民税の申告を要する場合があるため、納税者の利便性の面から個人住民税の申告に早期に対応するよう要望する。

(メッセージボックス)

5. メッセージボックスについて以下の改善をすること。

申告完了後の受信通知の保存期間が 400 日から 120 日に短縮された。これは e-Tax の 1,900 日に比較して極端に短く、保存期間の延長を要望する。または、課税庁である自治体等よりメッセージの再取得を可能とすること。

(通知メール)

6. すべての通知メールの件名・本文へ宛名の設定を実施しなくても利用者名を表示できるようにすること。

通知メールの件名と本文に利用者が設定した任意の宛名が表示できるようになったところであるが、税理士は関与先の件数に応じて宛名表示の設定をしなければならない。多くの手続きを踏むことなく通知メールの件名及び本文に利用者名を表示させること。

【要望項目】

(利用届出・暗証番号)

1. 利用届出について利便性を向上させること。

(1) 提出先・手続き情報の追加について

eLTAX を利用する場合、事前に提出先の自治体及び利用税目を登録するが、市区町村ごとに、税目の登録が必要となっており、設定が大変煩雑であることから、一括して設定できるよう操作性を改善すること。

(2) 印刷機能について

入力内容確認画面等の印刷機能について、倍率修正をしなくても A4 用紙 1 ページに収まるレイアウトとすること。特に、入力内容確認画面（個人）では 2 ページ目は空白となっていることから改善すること。

2. 利用者 ID・暗証番号について以下を改善すること。

利用者 ID や暗証番号を失念した際に、登録したメールアドレスが解約等で利用不可能となっている場合はあらためて利用届出（新規）を行うしかないが、過去の申告に関する情報が閲覧できなくなる。このため、過去に申告・申請の実績がある利用者 ID である場合に本人確認を行うことで新たな利用者 ID のメッセージボックスに内容を引き継ぐことを可能にすること。

(申請・届出)

3. 作成可能な書類を拡大すること。

eLTAX においては電子申請・届出で対応可能な書類が限定されているが、令和元年 5 月 24 日に可決・成立された「デジタル手続法」において、行政手続きの原則オンライン化を掲げているように、固定資産税の課税標準の特例申告書など、全ての申請・届出書に対応すること。

(メッセージボックス)

4. メッセージボックスについて以下の項目を改善すること。

(1) 納税者に関する情報の表示について

「申請・届出書送信結果」画面、「受付状況照会画面」について、代理送信した税理士（税理士法人）の利用者 ID 及び氏名（名称）、納税者の利用者 ID 及び氏名（名称）の全てを表示させること。

(2) メッセージボックスの利便性向上について

メッセージ一覧において、チェックボックスにチェックを入れて「表示」ボタンを押下して内容を確認するところ、内容確認後もチェックが入ったままになっており、チェックを外さないと次のメッセージを表示することができない。このため、既読のメッセージのチェックは自動的に外れるようにすること。

(納税)

5. 地方税共通納税システムの利便性を向上させること。

(1) 納税通知の電子的送信について

令和3年度税制改正大綱において、令和5年度以後の課税分について地方税共通納税システムの対象税目に固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加することとなった。賦課税目に拡大するうえで大きな課題となるものが納税通知書の取扱いであり、多くの個人納税者も地方税共通納税システムを活用することとなる。令和4年3月1日時点のマイナンバーカードの交付率が全国で42.4%であるため現時点で実現は困難であるが、将来的にマイナポータルを通じて納税通知を電子的に受領し、シームレスに地方税共通納税システムで納税できるような仕組みの整備を検討すること。

(2) 納付手段について

令和5年度から納付書へ地方税統一QRコードが付されることにより、各自治体の規模に係わらず一元的に利用者が納税しやすい多様な納付手段の確保が期待される。更なる利便性の向上のため令和3年度地方税の電子化の推進に関する検討会とりまとめにて示されている、スマートフォン決済アプリやクレジットカードによる納付を可能とすること。また、電子マネーを利用した納付への対応を進めること。

(3) ダイレクト納付の振替日について

現在、政府では令和7年までにキャッシュレス決済比率を40%にする目標を掲げ、キャッシュレス決済の促進を図っているところ、地方税においてもダイレクト納付の利用が求められている。

これに関し、積極的にダイレクト納付を利用するインセンティブとして、ダイレクト納付を利用する場合に限って所得税の振替納税のように納期限の1か月後を振替日とすることができるようにすること。

(4) ダイレクト納付手続きの手順について

支払口座や納付日を申告前に指定することで、申告データ等の送信と同時にダイレクト納付の指示を行える仕組みを設けること。

(5) 法人都道府県民税/事業税・法人市町村民税の納税方法について

地方税共通納税システムの電子申告連動は、選択メニュー（確定、予定、修正など）が多く、都道府県民税と市町村民税では別々に選択しなければならない。「事業年度」「申告区分（中間・予定・確定・修正）」のみで手続きを横断的に検索できるようにするなど、一括選択・納税が可能となる仕組みにすること。また、「納付情報発行依頼の確認・納付」の手続名を選択するドロップダウンリストについても、選択できる手続が多いため目的の手続を探すことに時間を要する。選択しやすいものとなるよう改善を求める。

(6) 入力できる文字について

納付・納入金額入力（総括表）の利用者名（カナ）と利用者名（漢字）を入力する際に「サンギョウ」や「ホールディングス」など社名の入力時に「ヨ」「ィ」といった小文字のカタカナや長音記号で入力エラーが発生する。このため、入力できる文字を増やすか、またはPCdesk（WEB版）においても自動的に文字を変換する機能を搭載すること。

(7) 口座情報の登録・届出について

国税では、令和3年1月から個人の振替依頼書及びダイレクト納付利用届出書がe-Taxで提出可能となっている。地方税共通納税システムにおいても「地方税ダイレクト納付口座振替依頼書」のオンライン提出を可能とすること。

(8) 申告期限を延長した場合の対応について

申告期限の延長をしている法人の事業税、都道府県民税、市民税の納付について、確定納付の際に見込納付を差し引いて納付するが、申告書に差引（確定―見込）の税額を記載しているにもかかわらず、電子申告連動から納税手続きをすると確定の税額が表示され、差引の税額に変更しなくてはならないため、差引の税額が表示されるよう改善すること。

(9) 納付情報発行依頼の取消しについて

項目（8）のように、納付情報発行依頼を行う際、明細の修正が必要な場合がある。誤納付を防ぐためにも誤送信したものは取消しできるようにすること。

(10) 納付金額と還付金額の相殺について

同一自治体の申告において、電子申告連動で納付情報を発行する際、同一の税目の間で納付税額と還付税額が生じた場合、金額を自動的に相殺せず、本来納付すべき相殺前の税額を表示すること。

(PCdesk)

6. PCdesk について利便性を向上させること

令和元年9月にシステム更改されたPCdesk（DL版、WEB版、SP版）について、更なる利便性向上のため、以下の点を改善すること。

(1) 利用可能手続きについて

申告、申請・届出、利用者情報の変更等について、DL版・WEB版で利用可能な手続きが異なることから、どちらからでも手続き可能とすること。

(2) DL版について

- ① 登録されている利用者（納税者含む）の検索機能を設けること。
- ② 償却資産税の前年情報ファイルについてPDF等のイメージデータに変更可能にすること。
- ③ 事業所税申告について、前年分のデータを複写可能にすること。

(その他)

7. マイナポータル等との連携について、税理士の実務に配慮して進めること。

現在、検討が進められている社会保険・税手続きのオンライン・ワンストップ化や、法人デジタルプラットフォームの構想など、行政手続きのオンライン・ワンストップ化が推進される中で、これらに対応するためにeLTAXを改修する際は、税務代理に関する検討も行うこと。

8. 地方団体での対応を統一すること

プレ申告データや申告書等の送付について地方団体ごとに取り扱いが異なることから以下の取扱いに統一するよう地方団体へ働きかけること。

(1) プレ申告データについて

- ① 法人地方税のプレ申告データについて、プレ申告データの中身を確認することなくお知らせ本文にて税額等を確認できるようにすること。
- ② 現在、償却資産を電子申告した場合に翌年プレ申告データの送信がなく、また前年度の申告資産がプレプリントされた用紙の送付もない自治体がある。償却資産税については、全国统一でプレ申告データに前年度分までに登録されている資産明細を格納すること。

(2) お知らせ等について

- ① 申告書用紙については、その可否を照会し、不要との回答があった場合は、郵送を取り止めること。
- ② 償却資産のお知らせについて、申告書で来る場合もあればハガキ・メッセージで来

る場合もあるため統一すること。

9. 地方団体の作業遅滞の解消に努めること。

申告書を一部訂正して再送信した場合や異動届出を送信したとき、また、添付書類がある際は審査に1～3日かかり受信通知がすぐに届かない。このため、受信通知は即送信し、添付書類の確認済みのメールは後日送信するなどレスポンスを早めるよう地方公共団体に周知すること。

(国税との情報連携の徹底)

10. 国税と地方税の情報連携を徹底すること。

デジタル手続法でも示されている「デジタルファースト」、「ワンスオンリー」、「コネクテッドワンストップ」のデジタル化三原則に沿って、e-Tax と eLTAX についても以下の手続き等について手続きの一本化・情報連携を進めること。

(1) 手続きの一本化について

- ・ 電子申告の開始届出について一本化し、IDも共通化すること
- ・ ダイレクト納付の利用届出について一本化すること

(2) 情報連携について

- ・ 退職所得の源泉徴収票・特別徴収票について、提出先を一元化すること

令和2年4月以降、財務諸表等の添付書類の情報連携や法人納税者の開廃業・異動等に係る各種届出書の提出の一元化が行われている。退職所得の源泉徴収票・特別徴収票についてもe-Tax・eLTAXのどちらか一方で申告すればもう一方での提出が不要となるよう情報連携すること。

以上